

三重県立総合医療センター地下水浄水設備等保守管理業務委託 業務仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、標題の委託業務に係る業務仕様書として適用する。

(目的)

第2条 発注者は、三重県立総合医療センターに設置されている地下水浄水設備及び雑用水ろ過設備（以下「地下水浄水設備等」という。）の第2条に掲げる保守管理業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。受注者は信義に従い誠実をもってこれを履行し、地下水浄水設備等を正常に作動せしめるものとする。

(業務内容)

第3条 保守管理業務は第7号から第9号を除き月1回行うこととし、次に掲げるものをいう。

- (1) 地下水浄水設備（別表1）の機器点検調整
- (2) 雑用水ろ過設備（別表2）の運転調整
- (3) 水量の記録
- (4) 地下水浄水設備の薬品の補給（薬品費を含む。使用する薬品等は別表3による）
- (5) 保守管理報告書の提出
- (6) 水質管理
- (7) 施設環境及び水質保全の為に処理水槽の清掃（年1回）
- (8) 機器の取替、部品の交換及び補修の為に工事（別表6のほか必要の都度）
- (9) 雑用水ろ過設備の、ろ材の交換、軽微な補修（大幅な補修、取替、水槽の清掃については、発注者の責任範囲とする。）

(報告・通知・要望事項)

第4条 受注者は、発注者が求める業務の実施結果について、定期報告を行うとともに、発注者が管理上必要な報告を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、業務の実施に当たり、業務の履行に支障があると判断した場合は、直ちに発注者に通知するとともに、発注者は所要の改善措置等を講ずるものとする。

(除外項目)

第5条 次の各号に該当する場合は、本契約の範囲外とする。なお、この場合の工事又は修理を実施することについては、別途双方協議の上、これを行うものとする。

- (1) 諸法令又は官公庁の命令若しくは指導による設備の改修工事
- (2) 発注者又は第三者の故意又は重大な過失・天災等により発生する損害

(委託料金)

第6条 保守管理業務の委託料金は地下水浄水設備の供給量に別表4の保守管理単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加算したものと、円未満の端数が生じた場合は四

捨五入とする。

- 2 受注者は毎月末日までの前項の委託料金を、翌月 10 日までに発注者に請求書を発行するものとする。
- 3 発注者は、請求書の受理日より 30 日以内に受注者に支払うものとする。
- 4 委託料金は、上水道料金の改定が行われた時には、その改定率に応じ発注者・受注者協議の上改定できるものとする。

(水質保証)

第 7 条 地下水浄水設備より供給される給水の水質は、水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号 [改正 令和 2 年 3 月 25 日厚生労働省令第 38 号]）に適合する水質を保障するものとする（別表 5）。なお、この省令に定める項目以外については、受注者はその責を負わないものとする。

- 2 前項の保障に関して、次の各号に該当するものについては保障の対象外とする。
 - (1) 水質悪化の原因、理由が井戸の構造によるものであるとき。
 - (2) 発注者又は第三者の故意又は過失、天災等によるものであるとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、受注者の責によらないことが明らかであるとき。

(設備修繕)

第 8 条 受注者が、受注者の費用で補修を要すると認めた場合、機器の取替費用、部品の交換費用及びその工事費は、受注者の負担とする。

(賠償責任保険の加入)

第 9 条 受注者は本業務の履行にあたり、発注者又は第三者の損害を補填するため、本契約期間中継続して、必要な額の賠償責任保険が付保されるよう手配する。

(協議解決)

第 10 条 本契約に定めない事項について、管理上の問題が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、誠意をもって解決するものとする。

(裁判管轄)

第 11 条 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の争訟について、発注者の病院の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって専属的管轄裁判所とする。